

最初に、議席12番、齊藤政一君。

〔12番 齊藤政一君登壇〕

○12番（齊藤政一君） おはようございます。それでは、議長の許しを得ましたので、去る24日に通告しておきました私の質問をさせていただきたいと思います。

きょうは、私の後が特別委員長の倉持議員の一般質問、いわゆる代表質問にかわって一般質問全般だということで、大勢傍聴に来るかと思って期待していたのですが、私の地元の方お二人ということで、大変ご苦労さまでございます。

私は、通告のときには第4次境町総合計画、また条例等をもとに、それを確認させていただきたいということで通告しておきました。そして、議会初日、町長の町政報告、それから施政方針、46ページにわたって大変長く、この24年度についての町長の思いを聞かせていただきました。その中で、43ページにあります第5次境町総合計画、「町の進むべき方向と将来像を明確にし、よりよい境町を形成するため、住民協働のまちづくりに基づく町政運営を基本方針としまして、現在策定を進めています」と。また、戻ります行政報告の中では、27ページに「高瀬舟の運航につきましては、積極的に広報活動等に努め、利用者の増加と地域の振興や町の活性化に向けて支援、協力に努めてまいりたいと考えております」ということを聞かせていただきました。そういった中で、そうしたこの町の事業運営を進めていくためにはどうあるべきかというよりは、どのように進めていくのかという確認をさせていただくというご理解のもとに答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、境町ふるさとづくり寄附条例について、(1)、条例制定時期における提案理由等の確認についてであります。平成20年12月定例会会議録から引用しますと、議案第61号として上程され、総務部長の提出議案説明によりますと、「個人住民税法等の一部を改正する法律によりまして、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充され、これによりふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう条例を制定するものである」と記載されております。さらに、私の一般質問、会議録65ページから引用しますと、1、ふるさと納税についての答弁では、町長の総論的答弁の後、総務部長から、「ふるさと納税制度を活用いたしまして、ふるさと境町を応援したい、ふるさと境町の発展に貢献したい、こういう方々から寄附金を募りまして、その貴重な寄附金を財源としてまちづくりを行いますので、ふるさと納税制度の周知、募集、寄附者の情報収集等を積極的に行いまして、財源の確保に努めていきたいと、このように考えております。どうぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます」と答弁が記載されております。質問者私としては、十分それを理解させていただいた上で、境町議会総務委員会、議会運営委員会では、所管事務調査として、昨年11月10日、地域づくり活動について、群馬県高崎市の事業を研修してまいりました。詳細については、12月定例会において総務委員会、関稔委員長から報告されております。こうした研修の成果、そして境町総合計画第6章、住民と行政が結び合うまちづくり事業推進のためにも、当該条例について改めて確認するものであります。

2つ目の条例第4条、寄附金の使途指定、使い道を指定するということではあります。使途指定等と町おこし事業等、包括的に町の事業と関連する場合、町当局の対応についてお尋ねいたします。寄附金の使途指定等としてふるさとづくり寄附条例第4条は、寄附者は条例に規定する事業のうち、みずからの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものと規定してあります。そこで、私は境町総合計画第6章第1節、住民とともに進めるまちづくりの推進、ふるさとづくり寄附条例の寄附者と

の新たなコミュニティー発生の相乗効果、そして群馬県高崎市において境町議会が研修してきた小学校学区単位の地域づくり等をミックスした事業として、多目的地域コミュニティー事業が行政事業として可能かどうか、関係所管の考えを聞いてまいりました。もちろん境町の関係所管から資料も協力していただきました。

茨城県では、昨年12月22日、企画部地域計画課、大好き茨城県民会議県民運動推進室、市町村課税務担当等各担当者と議会総務委員、飯田進委員、まちおこし推進室の職員も同席して、事業実施に向けてのご指導を賜ることができました。茨城県はもちろん、境町当局のご協力に対し改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

続いて、私の地元である静地区の静小学校100周年記念事業の際設立した同窓会役員、その当時のPTA役員、もちろんPTA会長として長年ご活躍された渡邊昇議員にも参加していただき、きょう傍聴に来ておられます行政区の各団体の役員の方にも出席していただき、ふるさとづくり寄附条例に基づく寄附金等地域コミュニティー事業実施についての意見交換会を行いました。その中で、事業計画については賛同できますけれども、ふるさと納税についての理解とコミュニティー事業についての具体的な計画も説明が必要だろうという意見が出ました。特に再質問の中で説明を求めますが、寄附金の中で控除額は理解できたとして、控除額で相殺される次年度の納税額が明確になれば、賛同者は募れるということが皆さんの声でありました。この問題は、条例制定時の町長答弁の中でも、システムの制度化が明確にならないと難しいという考えは伺っておりますので、理解するところであります。それだけに、これらの事業は包括的に町の事業と関連してきますので、条例等の説明会や必要に応じて事業実施に向けての協議会設置等協力が必要になると思っておりますが、町当局の対応をお伺いするわけでありまして。

第2の質問といたしまして、境町総合計画第4節、新たな地域産業創出のための施策づくり、観光レクリエーションについてであります。1としまして、高瀬舟運航と水辺事業との関連についてお尋ねいたします。観光レクリエーション、具体的施策の4、新たな町おこしの検討の中で、高瀬舟型旅客船を利用した周遊観光や観光レクリエーション資源の開発、整備をしますと記されております。高瀬舟は、就航以来境町のシンボルとして親しまれてきましたが、本町の水辺整備事業は、地元である衆議院議員の先生のご尽力により、建設省、いわゆる現在の国交省であります。建設省により、皇太子ご成婚記念事業として境河岸、桜堤、一里塚の各整備がリバーサイド修景事業として整備されたものと理解しております。そこで、水辺整備事業関係と高瀬舟運航事業との事業としての関係についてお尋ねいたします。

2つ目に、高瀬舟管理運営費と境町行政改革、経費の節減合理化の目標値との整合性についてお尋ねいたします。冒頭申し上げましたように、今回の町長の調整報告では高瀬舟を運航していくということでありますので、運航していく中においてのそうした精査ということで質問しますことをご理解願いたいと思います。

境町農政商工課所管観光協会予算書では、ここ数年、高瀬舟管理運営費として225万円計上されております。運航計画は、例年渇水期を除く4月から9月までの6カ月間と案内されておりますが、これらの収支決算はどうなっておりますか。特に境町行政改革の中で、事務事業の見直しの中で補助金等の整理合理化を図ってきたと伺っております。高瀬舟管理運営費の収支状況に対し、経費の節減合理化の目標値との整合性としてどのような把握をしているかを伺うものであります。

以上が、私の1回目の質問でございますが、冒頭、これから実施していくということの中でのいろんな答えをちょうだいしたいと思いますので、誠意ある答弁を期待させていただくものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

副町長， 齊藤進君。

〔副町長 齊藤 進君登壇〕

○副町長（齊藤 進君） それでは、私から齊藤政一議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1項目目の初めに境町ふるさとづくり寄附条例について、条例制定時期における提案理由等の確認についてのご質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり、境町ふるさとづくり寄附条例につきましては、平成20年第4回議会定例会におきまして、「ふるさと」に貢献をしたい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを生かすことができる条例ということで提案をさせていただきました。このふるさと納税の制度につきましては、平成20年4月30日の地方税法等の一部を改正する法律によりまして、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入されてきた経緯がございます。地方自治体に対する寄附金のうち2,000円を超える部分につきましては、個人住民税所得割のおおむね1割を上限に、原則として所得税と合わせて全額が控除されるということになります。また、ふるさと納税制度につきましては、議員さんからご質問をちょうだいをいたしまして、ご質問にもあったように答弁を申し上げてきたところでございます。

このふるさと納税制度を活用いたしまして、「ふるさと境町を応援したい」、「ふるさと境町の発展に貢献をしたい」という方々から寄附金を募りまして、その貴重な寄附金を財源といたしまして夢のある個性豊かなまちづくりに資するというふうなことを目的にしておりますので、町といたしましてさらさらふるさとづくり寄附の周知、募集、寄附者の情報収集、こういったものを積極的に行っていきまして、財源の確保に努めてまいりたいというふうにご考えておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

続きまして、2点目の条例第4条、これ寄附金の使途指定等と町おこし事業等、包括的に町の事業と関連する場合の町の対応についてとのご質問でございますが、ふるさと納税の制度は、自分の住む自治体から他の自治体に寄附をすることができ、また他の自治体の住民からの寄附を見込めるものでございまして、寄附による税控除の面での納税者の優位性、納税の一部の使途の選択の容易性、こういったものが図られまして、個人の納税が全体の行政運営の資金提供という形で、町の事務事業への住民参加が実現をされるという仕組みになってございます。寄附金の使途につきましては、議員ご案内のように、「農業振興と商工業の育成」、「都市基盤と生活環境施設の整備」、「教育文化の向上」、「住民福祉の増進」に関する事業と、条例の第2条に規定をされておるところでございます。なお、寄附者は、寄附金を財源といたしまして、実施する事業をあらかじめ前述の4つから指定をできるというふうなものになっております。

さて、町おこし事業で包括的に町事業と関連する場合の町の対応でございますが、今後さらに進展をするであろう少子高齢化、あるいはグローバル化、さらには高度情報化、そして昨年公布をされました地域主権一括法がことしの4月から施行されますので、さらに従来に増してなお一層地方分権が進むといったことが予想されますので、まちづくりはやはり住民が主役となりまして、行政と住民が協力、協

働の形で、一体となって今後さらに進めていかなければならないというふうに町としては考えておるわけでございます。したがって、町おこし等が町事業と関連をする場合で、条例に定められた事業に合致をいたしまして、町と共同による事業の展開と、こういったことになれば、ふるさとづくり基金を使って対応していくべきであろうというふうに基本的には認識をしているところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 副町長のほうから、前段については条例の目的に沿って積極的に行っていくと。それから、2のいわゆる町の事業と包括的にかかわる場合は、これはまちづくり、いわゆるイコール住民が主役ということで、そうしたものも積極的にやっていくという答弁をいただきましたので、それに沿って質問をさせていただきたいと思っております。

まず、確認事項でありますけれども、境町ふるさとづくり寄附金条例に伴って、条例施行規則があると思っております。これによっては、この処理手続が総務課、財務課、税務課、いわゆるふるさとづくり給付の周知、募集、寄附者の情報収集は総務課と。寄附申込書の受理、寄附金の受け入れ、寄附者受領証明書送付については財務課、寄附金控除に関する問い合わせは税務課ということとなっておりますが、この総務課が今のまちおこし推進室になるのではないかなとは推察するところでありますけれども、今後順番として、いわゆる条例の目的に沿って進めていく、そうした対応とかそうしたものは、この処理手続の規則ではどこが担当になるのでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

○副町長（齊藤進君） 窓口の課を総務課ということでございますので、まちおこし推進室にするということでございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） それでは、今まちおこし推進室ということでありまして、この境町のふるさと納税についてのホームページ、これは財務課のほうでつくって、これはふるさと納税の件ですから財務課でいいと思うのですが、非常にこの概要、概要については今副町長から答弁があったとおりでございます。寄附の方法、またお礼としてはこうしたトマトだとかキャベツだとかいろんなものを、これがそうだと思いますけれども、こういったものを贈ると。そして、個人情報ですから、ふるさと納税についての注意事項も入っていると。これは非常にわかりやすく書いてあります。ただ、古いのです。2009年にこれはつくったものだと思いますので、やっぱりこれらも毎年毎年見直すようお願いしてもらいたいと思うのです。

この中の税額控除、先ほど私冒頭、再質問で言わせていただきますよと、聞かせてもらいますよということを行ったのですが、税額控除がこのホームページの中でいろいろ所得に応じての単身者、夫婦のみ、これでの金額が出てくるだけでは非常にわかりにくいと。今傍聴者の方、3人もこの間出席してもらったのですが、わかりにくいと。私なんかは、単純に5万円を寄附すれば、いわゆる2,000円は引か

れて、4万8,000円は町の財源に、もちろん町の財源に5万入るのですが、実際には2,000円をお礼で渡しますから4万8,000円残りますと。3万円の場合は、ほかの数字も出てくるのですが、私ども今後町と一緒にこうしたまちづくりを地元とやっていく場合には、5万円と3万円に絞ったほうがわかりいいのではないかと。そういった中で、そうであれば、所得層に応じて、5万円の分はだれ、3万円はこうだという形で、町のほうとしてはそこから2,000円ずつ引いて、これ幾らになりますよという計算ができればいいと。

ただ、その中のこの2万8,000円、それから5万円の場合の4万8,000円というものの控除額というのが、総所得に応じて数字が控除されるのか、税額から控除されるのかということで、先般担当所管からこの税額控除について改めて資料をちょうだいしましたけれども、この翌年度、申告するとき平成25年度の住民税から税額控除されるということの資料はちょうだいしましたが、改めてこのことをこの議場においてお答えを願いたいと。よろしくをお願いします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤友久君） おはようございます。それでは、斉藤議員さんのご質問にお答えいたします。

ふるさと寄附金に関しては税額控除ということになっております。所得税では、所得控除に算入しまして還付することになりますが、住民税では税額控除となりますので、所得に応じて算出された税額から寄附金税額控除軽減額を差し引いた額が、翌年度に賦課される個人住民税の額となります。基本的に言いますと、10万円の町民税がかかる場合でして、もし4万8,000円という形になれば、4万8,000円税額そのものが引かれる形になります。

〔「もう一遍」と言う者あり〕

○税務課長（佐藤友久君） 翌年の住民税が10万という額が出たとしまして、そこに寄附金控除の軽減額、これが4万8,000円となれば、4万8,000円を差し引いた5万2,000円が住民税の額となります。

以上でございます。

〔何事か言う者あり〕

○税務課長（佐藤友久君） 基本的には、住民税所得割の10%以内ということですので、10万から1割なので、1万の分までは大丈夫です。5万だと限度額が10%ですので、10万の場合は1万円しか税額控除ができないというような形になります。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） ここのところが本当にわかりづらいところで、町長の提案のときになかなか難しいということを受けていたのですが、ただこの住民税の基本控除額を求めますという今税務課からもらった資料でありますけれども、いわゆる10%というのは総所得からの10%でなくて、住民税からの10%なのですか。ここのところが、今ホームページに載っている額からいきますと、大体課税所得が195万から330万以下が、課税所得ですよ、が10%のことをもとにして、今の3万円を寄附した場合は2万8,000円が、あるいは5万円の場合は4万8,000円のと申しますが、今の再答弁の中では、税額からの10%、この辺をはっきり。この資料では、課税所得からの10%と見えていますから。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤友久君） 住民税所得割の1割が限度となっております。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） では、これは同僚議員には申しわけないのですけれども、恐らくこれは税務課でつくった資料ですから、これをまとめていきますと、最終的にいわゆる5万円寄附した場合には4万8,000円が控除されますよと、9万8,000円が10万の場合は控除されますよという人は、住民税を100万円納めた人ということであるのか。そうすると、100万円納めた人というのであれば、このいわゆる税額の細かく載っている表の給与収入700万円、税務課長、これですね。このホームページ、これの中で寄附金4万円で寄附していった場合には、間違いなく税額が控除されるということになりますけれども、この700万円の人は、夫婦子供2人の場合には住民税というのは10万以上になるということですか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤友久君） まず、課税所得等が確定しまして、その所得に対して1.4%ですか……

〔「細かいことはいい」と言う者あり〕

○税務課長（佐藤友久君） ちょっとそこまで計算してきていないのですが、実際に今回のために資料をつくったのですが、給与収入が700万の場合、約37万円の所得割の額となります。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 私は、計算していない云々というよりは、ホームページに載っているのですよ。載っていて、この説明が本当にこれ解釈しづらい。ちょっと暫時休憩でいいですか。

〔何事か言う者あり〕

○12番（齊藤政一君） では、続行でいいのですけれども、答えは後で確認するとしても、このホームページで出しているものがすぐ答えられないという、これで見えていくと、完全にもう500万円の所得の人だって、5万円のもので住民税から控除されるというふうに見えてしまうのですよ、これ。だから、質問の角度を変えますけれども、これはもう一回検討するとしても、いわゆるこれで皆さんわかると思いますか、そのことを答えてください。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤友久君） 私も今確認したわけなのですが、ちょっとわかりにくいと思います。今後に当たりますとは、至急こちらのほうを改定させていただきたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） わかりにくいからどうするのだということではなくて、やっぱりわかりにくいものは、議場だから議論できますけれども、本当にここへ来ていない方がホームページを住民が見ていても、意味のわからないものをホームページに載せてもしょうがないので、わかりやすく載せてもらい

たいのと同時に、この間やっぱり地元からこういう声も出たのです。こういう条例なんか見ても本当にわかりにくいと。だから、広報「さかい」なんかでももう少し工夫して、条例なんか住民に直結するものは載せてもらったほうがいいのだよなど、そういう声も出ていました。

だから、私たちはとにかくこの町長施政方針に沿った形のまちづくりで、住民が主役になってやっていこうという気持ちはある中で、今の数字は後日これは調整できることでありますから、それはそれでわかったのですけれども、やはりホームページで載せる以上は、わかりやすいものでやっていきたいと。本当に後ろに3人来られていますけれども、これがわからないと、どうしてもね。課長も答えられないぐらいだから、本当にわかりにくいと思いますので、頭が悪いとかそういうのではなくて、住民が見たときにわかりやすい方法でお願いしたいと思います。

一步ステップした形で、ではこの2のほうの町当局の対応ということで、今静地区では、やはり昨今の急激な少子高齢化の現象に伴い、地域コミュニティー関係が希薄になりつつある現況の中のこれの打開策を、私ども議会で研修できた高崎市の小学校単位の中で何ができるかというのをみんなで考えていこうと。それをふるさとづくり条例をつくる、条例を利用できないかと。きのう内海議員のほうから例の空き店舗というものも出ましたけれども、やっぱりいずれにしてもお金がかかるものであれば、そのお金をそうしたふるさとに貢献したいというふるさと条例に沿った形でやっていきたいという発起人が集まってきましたので、先ほどの副町長の答弁を確認させていただきますが、それが今のまちづくりのものに合ったものであれば、町も積極的にそうしたものの説明会だとか、あるいはいろんな協力をやっていただけるということを改めて確認させてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

○副町長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

ふるさとづくり寄附条例そのものが、どちらかといいますと比較的間口が非常に広い。この第2条で規定をしてございます4点、農業振興、商工業云々から住民福祉の増進に関する事業まで、非常にどちらかというのと大体の事業がその条項に入るというふうなことになっているのだらうというふうな私自身も感じております。ただ、4条で、なおかつ寄附金の使途指定につきましては、寄附者の意思を十二分に尊重した中で事業を行っていくというふうなことでございます。

ご質問の町との関係、地域コミュニティーでございますが、当然議員ご指摘のとおり、希薄になっているコミュニティーをどういうふうに立て直して、再構築をして、新しい地方の時代につくり上げていくのかというのは、これは当然の課題でございますので、町といたしましても積極的にそういった形で地元行政区ともかかわっていききたい。ただ、地元行政区の一定程度の合意形成、あるいは事業に向けての理解度、それと町との協力の体制、それが町全体のまちづくりにとっての位置づけ、こういったものとの関連性もございまして、やはりそういったものを一定程度町といたしましても広く宣伝といえますか、広報といえますか、広く呼びかけていくというふうなことも大切なことであろうというふうな思っております。ただ、やはり地元の合意形成というのは、これは事業化にとって一番大切なことであるという点もお含みおきいただきたいと思います。よろしくどうぞお願い申し上げたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） いわゆる地元の合意形成ということでありませけれども、先般も集まった中で約二十数名のところ、実際の欠席者というのは2名で、あとはどうしても仕事の都合でということ協力をさせていただきますよということであったのですが、なぜ静地区が今それを考えたのかという、考えの形で出てきたかというのは、やっぱり静小学校は、教育長にも申し上げましたが、昔から静小学校の実践教育という歴史があったと。それとあわせて100周年事業のときにこの合意形成というものは、同窓会とPTAの役員たちから立ち上がって行って、1,200万円の募金を集められたと。そして、今でもPTA活動の中で全校後援会として1戸1,800円ずつ出していますよと。そういう中でやっていくためには、まずこの数字の確認が、ふるさと納税額の数字の確認がぜひとも必要だよと。

それと、今度は事業計画がある程度こういうものをやりたいというものを組み立てるのには、やっぱり発起人だけではちょっと情報不足になってしまうと。だから、町のほうのいろんな情報というか、そうしたご指導も仰がないとというのが実直、本当の声だった。ですから、今副町長が答えている町が主導でやって、いろんな学識の人とか集めてくることであれば、町の提案でできるわけですけども、やっぱりこの地域主権、地域主導というのは、住民が立ち上がってやろうとといったものを、その中の役割分担で町がどういうふうそこに手を差し伸べてくれるかということ、やはりその事業計画の中ではやっていただかないと無理かなというのが、先輩の出席者から出たことは事実であります。ですから、一応そのところを今合意形成というのがありましたけれども、もう一步、そうした事情まで私どもは踏み込んだ形でやらせてもらっていますので、そうであるならという答弁をいただければ助かるのですが、ひとつよろしく願います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

○副町長（齊藤進君） お答え申し上げます。

基本的な立場でというふうなご質問でございましたので、基本的な部分を答弁させていただきました。当然基本的な部分が終わりますと、次の事業化の段階、議員おっしゃられる事業計画の中に入って行くわけでございますので、当然そういった事業計画の中については、それぞれの担う部分というのをある程度明確にしてやっていくというのが現実的だろうというふうに考えておりますので、町といたしましては、その熟度がある程度上がった段階で、分担等につきましてのご協議をさせていただきたいというふうに具体的には考えておるところでございますので、ひとつそういった意味で地元の合意形成というのはあくまで原理原則的な部分というふうなことで、ひとつご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 前段の答弁は原則的なことだということでありましたので、やはりもう一步進む場合には、役割分担で十分に協力してもらえるとというふうに理解させていただきたいと思っております。

私どもは、先ほどの数字がもう少し明確にわかれば、それが3万円、2万円になってもいいというのです。要は、額が少なくなれば、その分大勢の方の協力を募ることによって、いわゆるふるさとに貢献したいという人数がふえればふえるほど、これもやっぱりコミュニティーの一つの相乗効果だということ

とで、やっぱり同窓会が主体になってやらなくてはならないかなという声が上がっていたのも事実なので、一応これはこれだけしか控除できないのかということではっきりするのではなくて、はっきりした数字を出してもらって、今度はうちのほうで、ではこういう形でいくかという一つの事業計画に進むときには、ぜひともそうした町のほうの協力もお願いしたいと。

冒頭この条例、平成20年のときに話しましたが、森戸地区の集落排水事業なんか非常に財源不足でできていないということもあのとき聞きました。ですから、私は当初はふるさと納税というのはそこで使えるべきではなかったかなと思っていましたけれども、なかなか難しいということだったので、うちのほうでは静地区で今回はそういうことを考えていますけれども、静地区だけでなく、やっぱりふるさと納税の大いなる活用というものの事例を私どもとしてはつくっていきたいという気持ちもありますので、今後ともそうしたご指導をよろしく願いしまして、2つ目の答弁をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（橋本正裕君） これで1項目めについての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

〔副町長 齊藤 進君登壇〕

○副町長（齊藤 進君） それでは、続きまして2点目の観光レクリエーションにつきましてご答弁を申し上げます。

1点目の「高瀬舟運航と水辺事業との関連について」とのご質問でございます。高瀬舟につきましては、以前にも議会において答弁をさせていただいておりますけれども、皇太子殿下のご成婚記念事業といたしまして、国交省、旧の建設省が平成6年度から8年度にかけて実施をいたしました「さかいの水辺整備事業」にあわせて、町が観光施設整備事業といたしまして茨城県の補助を受けまして、平成8年度に船を建造いたしまして、平成10年5月より一般乗り合い運航というものを開始いたしまして、その後運営管理を境町の観光協会が行っているところでございます。運航につきましては、境河岸から江戸川の水閘門までの周遊を4月から9月までの期間、1日4便を運航しているところでございます。

ご承知のとおり、「さかいの水辺整備事業」につきましては、旧の建設省、茨城県、境町、それから学識経験者等で設置をされました「水辺整備検討委員会」におきまして整備計画を策定いたしまして、国と町で整備事業を進めてきたところでございますが、事業完了後に利根川上流工事事務所から観光渡し船の運航を要請されてきた経緯がございました。このような中で、利根川を運航する高瀬舟は当町の繁栄を支えてまいりまして、水運の宿場町としての一時代を担った歴史のシンボリックな役割を守っていると。こういったことから、県内外からの乗船者等もございまして、現在では町の観光資源の一つであるというふうにご承知のとおりでございますので、多くの皆様にご利用いただけますよう今後も努めているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

続きまして、2点目の「高瀬舟管理運営費と境町行政改革経費の節減合理化の目標値との整合性について」とのご質問でございますが、高瀬舟の管理運営につきましては、議員ご承知のとおり、町からの補助金等によりまして、境町観光協会が行っているところでございます。この管理運営費でございますが、平成22年度境町観光協会の収支決算書で申し上げますと、収入については乗船料の13万2,040円で

ございまして、支出につきましては乗務員の人件費、それから修繕費、それから燃料費、それから乗船の傷害の賠償保険料等々で330万4,640円となっております。境町の行政改革におきまして経費の節減合理化ということで、平成16年度に事務事業等の見直しが全体的に実施をされてきたところでございますが、これに伴いまして、境町観光協会の事業運営につきましても現在経費節減に努めているところでございまして、平成16年度において観光協会への町補助金は3,094万円でありましたが、平成23年度におきましては2,350万円となっております。

このような中で、町の繁栄を支えまして、水運の宿場町としての一時代を担った歴史、時代の流れとともに消滅をし、こうした歴史を後世に継承していくというふうなことが重要であると考えているところでございます。歴史の復元や保全には、その価値にお金を払う人がいなければ成り立ちませんし、本来コストがかかるものであるというふうに認識をしてございます。ただ、コストをかけて後世に伝えなければ貴重な歴史的・文化的な価値を失うということもございまして、これらの価値を見出すことは大変難しいと考えているところでございます。あるいは、復元された船着き場に、付加価値といたしまして高瀬舟という新たな観光のリソースとしての高瀬舟を再現いたしまして、歴史の継承と地域活性化につなげるというようなことが重要でございまして、さきにもありましたような、それから町長の施政方針の中にもありましたような、今後につきましては「(仮称)川のまちネットワーク」等を活用する中で集客力の向上に努めて、商業振興等の地域活性化に努めていかなければならないというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(橋本正裕君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番(齊藤政一君) 時間もなくなってきましたので、端的に一問一答という形でお願いしたいと思うのですが、まず川のまちネットワークというのが今回出てきましたが、これはもともとあったものが、実際にいつの間にか消えてしまった形で、今回また防災を主体にやっていきたいということでありますけれども、これは利根上の管轄でのホームページで川のまちネットワーク、こういったものがあるのですけれども、実際はこれをここの高瀬舟運航に使うというのはあくまで防災対象で、そうした関連はある程度だと思っております。それと今の町長の施政方針の中でも利用者の増加を図っていくということは理解しているのです。ですから、そうした中では、利用者の増加を求めるのであれば、ここについては歴史的なものだから、予算の中の聖域ですと。地域の振興や町の活性化の中でこれは残しておきたいというふうに理解をさせてもらっていいのか、その2点をお答え願いたいと思っております。

○議長(橋本正裕君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

○副町長(齊藤進君) お答え申し上げます。

川のまちネットワークにつきましては、議員ご指摘のとおり、もともと水辺整備事業が行われまして、その後国交省が実は中心となりまして、当時の建設省が事務局となりまして、周辺の市町村に声をかけまして、水辺川のまちネットワーク委員会を立ち上げまして、当時の建設省、結構事業費をいろいろ持っておりまして、そちらで構成市町で実態調査とか観光のPRとか、そういったものをやってきたという経緯がございまして、なお、委員はすべて首長というふうなことでございました。ただ、当時の建設省

の予算の関係でそれが自然消滅的な形になりまして、今回新たに野田、五霞、境で新たな川のまちネットワークを構築して、新たな事業展開、防災とかもろもろいろんな意味も含めまして、新たに組織を立ち上げていこうということでの組織でございます。したがって、そういったことで施政方針のほうには書かせていただきました。

2点目の経費の問題につきましては、絶対といいますか、聖域というふうなことでは、そこまで考えてございません。ただ、重要性については、今までやはり取り組んできた経緯といったことも十二分に踏まえて、財政のほうとも協議をして、その年度、年度で決めているということでございますので、ひとつそういったことでご理解をいただきたいと思っております。申しわけございません。よろしく。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 高瀬舟の運航と関連させるような川のまちネットワークも、一つのそうした議題になればいいと思っております。そして、聖域というのは確かにこれ言いづらいことだと思っておりますので、あくまでもこうした地域の振興ということで、利用者を求めているかなくてはならないということになるかと思っております。

今までの観光協会、これは農商工の商工のほうの担当だと思っておりますが、その中で22年の決算の中でほとんど半年運航で、半年もいろいろな事情で動かなかったと。動かない中にも決算が高瀬舟の修理代、燃料代で58万円と。保険が70万、今度は乗務員の委託料として79万4,220円、大体これほぼ同じようにかかっています。やはり聖域ではないけれども、お客さんとか利用者をふやすことと同時に、経費の節減もしていかななくてはならないと思っておりますが、この中でほとんど動かなかったとき、この乗務員の委託料というのが、その業務に携わっただけなのか、あるいはどうもほかの仕事も兼務しているような感じも聞かれます。それと、委託しなくてはならないのかどうかという中で、あれは免許が必要ですから、免許を職員でも持っているようなことも聞いています。ですから、このいわゆる経費の精査と、それから乗務員というものの管理の仕方、また乗務員が安全性も含めた上で職員でも可能なのかどうか、この3点を短い時間で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

特にこの船舶の運航につきましては、それなりの資格が必要だということで資格者を雇ってございます。その資格者につきましては、半年間の運航というような中で、残りの半年間、10月から3月までにつきましては船の管理と道の駅に行きまして、道の駅のほうの管理運営等に当たっているというような状況でございます。また、ここに計上しています委託料につきましては、その運転手のほかに添乗とか案内をするためのシルバー人材を活用した人員の委託料というようなことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

あと、職員につきましては、ご存じのように、運航当時は職員等で資格の持っている者というような形で運航してございましたけれども、それではなかなか普通の業務に支障を来すというようなことから、途中から変わって、15年でしたか、15年の4月からだと思っておりますけれども、専属のこの運転手を採用したというような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 職員が、これは農商担当かどうか、私行革の中でも通告はしておきました。その中で、半年しか使えない人が、半年は道の駅のほうでということは、道の駅というのは通年営業でありますね。半年というローテーションが何なのかと。極端に言えば、半年であれば正職員でいわゆる失業保険をもらってもらったほうが良いという、それが失業、ハローワークの業務だと思っております。だから、私はやっぱりこれだけの額だから、1年間の中で半年は運転、半年は道の駅という形でやっているのですよということであればやっぱりわかるのですけれども、ただ半年しか動かないから、半年は道の駅の仕事をやらされているということは、通年営業の道の駅でなぜその人を使うのかという、いわゆる半年採用と1年間使う、その1年間使う考え方というのを担当者からお答え願いたいと。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） お答えをさせていただきます。

恐らく半年、6カ月間の運航そのものが16年の途中、4月からだと思います。15年に採用した当時は12月までの恐らく運航でなかったのかなというふうに考えてございます。そのようなことから考えますと、1年間の安定した乗務員さんの確保というものがあつたのかなというふうに考えてございます。残りの半年間につきまして変わった部分につきましては、特に10月からは道の駅のほうで野菜の販売のほうの出荷がかなり多く入るというようなことも当然あると思っておりますので、その辺も加味した中でのそのような勤務体制になったのかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 最後に町長から答弁をもらいたいと思うのですが、これはやはり境町はもともと河岸の町、そしてこの水辺事業が始まるいわゆる第3次総合計画の中では、それこそ川のまちネットワークということで、住民の人から論文を提出させ、恐らく今の内海議員が議員になる前にもそうした素晴らしい論文が、ある中学生だとか小学生からも論文が出て、こういう町にしたいという夢があつたわけですから、私はきのうキンカ堂の跡地も含めてですけども、やっぱりあのリバーサイドというものを町の表玄関としてやっていかななくてはならないと思うのです。そういった中での今の高瀬舟の運航については、やはり水辺整備事業との事業とは別なのですから、それに一体化を図るためには、それなりのもう少し創意工夫が必要なのでないかと思うのです。やっぱり無駄は無駄で省いていかななくてはならない。本当にあそこへ置いておくだけでいいのかどうかということも考えていかななくてはならないと思うのです。

よくきょうもテレビ、6チャンネルでやっていました東京スカイツリー、全く本当にこれは東京タワーの後、なぜ押上にスカイツリーが出てきたのだろうと。本来であれば、東京は東京駅、その次は新宿、池袋と、そういう形で進んできたのが、私も業平橋におりましたから、あんなへんぴなところに何でできたのだろうということでも、やっぱりそれを考えてみれば素晴らしいものができ上がっていくということの発想の転換ではないかと思う。これからあそこ、交通の拠点になって、本当に半蔵門線であそこ

からも永田町まで行けるわけですから、素晴らしいところなのです。

最後にあと2分でございますけれども、町長にと言ったのは、今川治ダムのところこういう水陸両用バスというの、これは試験的運行が始まったわけです。これも大阪の船運会社が、やっぱり県と、それといわゆる日光市の観光協会とやっていったと。私は、あそこに高瀬舟の原型の昔のイメージは残すべきだと思うのです。だけれども、昔のイメージであそこに置いておこうとするから、今の無理があると思いますので、やっぱり発想の転換で、では水陸両用バスで、東武動物園駅から関宿城を通過して、ずっと船で渡ってきてまた帰すと。これ1人2,500円ぐらい。ですから、今は確かに歴史に残そうとしているからでありますけれども、そういった発想の転換も必要ではないのではないかなということ、時間になってしまいましたから、町長に最後に一言答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） おはようございます。

高瀬舟の件でありますけれども、これはもう長年の懸案でありまして、私が町長になったとき、境町の3無駄の一つと言われたのです。高瀬舟とふれあいの里と巡回バスですか。巡回バスだけは廃止することになりました。しかし、境町の歴史とか文化というのを考えると、ホームページを開いていただいても、高瀬舟のあれはほんと境町の高瀬舟が出てまいります。茨城県の観光案内でもこの辺で載っているのは境の高瀬舟なのです。そういうイメージ的な、象徴的なものとしては、やっぱりこれからも運航は続けていくべきであろうと、このように思っています。そういう中で、議員おっしゃるとおり、非常にいい提案でございますので、今後ぜひ協議をさせていただきたい。こう思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（橋本正裕君） これで齊藤政一君の一般質問を終わります。